

【答申の概要】 諮問第190号 平成24年度及び平成25年度に県が作成又は取得した子宮頸がんワクチンに関する文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	平成24年度及び平成25年度に県が作成又は取得した子宮頸がんワクチンに関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	1 予防接種法に基づく副反応報告に関する文書（副反応報告書等） 2 国が都道府県を通じて該当市区町村あてに行った子宮頸がん予防ワクチンに係る副反応調査に関する文書（副反応集計表等）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成26年1月29日
主な論点	副反応報告書等に記載された予防接種を受けた医療機関や副反応の報告を行った医療機関の名称等の非開示情報該当性

**審査会の結論**

静岡県知事が、別記1記載の文書1から文書16までにつき、その一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記2に掲げる部分を開示すべきである。※別記は掲載略

**審査会の判断**

1 子宮頸がん予防ワクチン接種に係る副反応報告制度について

ワクチン接種による感染予防の効果を期待して、平成22年度から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されたが、法に基づかない任意の予防接種としての位置付けであり、副反応報告制度についても、当該事業の実施要領上の位置付けであった。

その後、法の改正により、平成25年4月1日からは、子宮頸がん予防ワクチンの接種が法第5条第1項の規定による定期接種とされ、被接種者が当該予防接種を受けたことによるものと疑われる一定の症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが、医師等に義務付けられた（法第12条第1項）。

なお、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかとなり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされている（平成25年6月14日付け健発0614第1号厚生労働省健康局長発出に係る都道府県知事あて勧告）。

2 非開示情報該当性について

(1) 文書1

ア 内容、構成

医療機関から国へ提出された副反応報告書については、その写しが国から都道府県に情報提供のため送付され、提供を受けた都道府県は、さらに、各都道府県医師会及び患者（被接種者）の住所地を管轄する保健所を経由して、市町村に対して情報提供を行うことになる。

文書1は、平成25年4月1日から開示請求を受け付けた平成25年7月29日までに国から実施機関に対して送付された6件の報告に関し、管轄保健所長等に実施機関が行った計4回の情報提供に係る文書（平成25年4月4日、4月12日、6月20日、7月31日施行分）で、それぞれ、担当課長から管轄保健所長及び県医師会会長への通知の起案鑑、担当課長から管轄保健所長への通知文、健康福祉部長から県医師会会長への通知文、副反応報告書、報告集計表

及びFAX送信状（6件のうち1件のみ）の6つの文書で構成されており、非開示部分が含まれているのは、副反応報告書及びFAX送信状である。

なお、実施機関は、本件に係る開示請求を受け、対象公文書を情報提供に係る起案単位で特定したため、平成25年4月4日分のうち1件については、子宮頸がん予防ワクチン以外の予防接種による副反応報告書も含まれている。

#### イ 非開示情報該当性

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、同時に、副反応報告書及びFAX送信状について全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報であるとしていることから、まず、条例第7条第2号該当性について検討する。

##### (7) 副反応報告書

法第12条第2項に基づき、医療機関から国へ提出された後、患者（被接種者）の住所地の市町等に情報提供するため、国から実施機関へ情報提供された6件の副反応報告書の写しであり、患者（被接種者）の氏名又はイニシャル欄及び生年月日欄の記載、報告者の氏名（接種者、主治医等の区分欄を除く。）、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、接種場所の医療機関名及び住所欄の記載、接種の状況欄のうち、接種日、出生体重、接種前の体温、家族歴についての記載、症状の概要欄のうち発生日時、概要（症状・兆候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、症状の転帰欄のうち転帰日についての記載、並びに欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号が非開示とされている。

副反応報告書には、氏名又はイニシャル、性別、生年月日等の記述があるため、特定の個人を識別することができ、全体として個人に関する情報（条例第7条第2号本文該当）であるといえる。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、接種場所医療機関及び報告医療機関の住所のうち市町名まで、接種日、出生体重、接種前の体温、症状発生日時、転帰日、具体的な記載のない家族歴欄の情報については、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした接種場所医療機関及び報告医療機関の住所のうち市町名までを開示しても医療機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

##### (4) FAX送信状

医療機関が国に対して副反応報告書を提出するに当たって添付されたもので、発信者である報告医療機関の名称、郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号が非開示とされている。

報告医療機関とは、特定の患者（被接種者）が副反応の症状を呈した際に受診した医療機関であることから、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、報告医療機関の所在地のうち市名までについては、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められ

ないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、接種場所医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした報告医療機関の所在地のうち市名までを開示しても医療機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

## (2) 文書2

### ア 内容、構成

平成22年11月から平成25年3月までに、医療機関から国あてに報告された副反応の症例のうち、重篤として報告されたにもかかわらず、転帰及びワクチンのロット番号が不明となっているものについて、国が都道府県を通じて該当市区町村あてに行った調査に係る文書で、厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール並びに患者ごとに、報告者、接種の状況、留意点、副反応の状況、転帰が記載された一覧表形式の報告書様式（照会用及び回答用）とで構成されている。

厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メールでは、メール送信者欄及び依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされており、一覧表形式の報告書様式においては、患者欄のうちイニシャル、報告者欄のうち施設名及び市区町村、接種の状況欄のうち接種日、副反応の状況欄のうち発生日、転帰欄のうち転帰日及び転帰内容（番号）中の後遺症についての記載（回答用のうち具体的な記載がある1件のみ）が非開示とされている。

### イ 非開示情報該当性

#### (ア) 厚生労働省からの調査依頼メール及び補足事項伝達メール

非開示とされているメールアドレスは、各職員の職務遂行のために付与されたものであり、公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号柱書きに該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 報告書様式（照会用及び回答用）

実施機関は、報告医療機関名等については条例第7条第3号にも該当するとしているが、同時に、報告書様式について全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報であるとしていることから、まず、条例第7条第2号該当性について検討する。

報告書様式には、イニシャル、性別、年齢等の記述があり、特定の個人を識別することができ、全体として個人に関する情報（条例第7条第2号本文該当）であるといえる。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、非開示とされている部分のうち、報告医療機関の所在地（市区町村名）、接種日、発生日及び転帰日の情報については、個人の人格に密接に関わる機微な情報とまではいえず、個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である（条例第8条第2項）。

実施機関は、報告医療機関名等については条例第7条第3号に該当するとしているが、実質的には、医療機関の特定につながる情報を開示した場合の支障についての主張であり、非開示情報に該当しないとした報告医療機関の所在地のうち市区町村名を開示しても医療

機関の特定につながらないことから、条例第7条第3号の該当性については判断しない。

(3) 文書3

子宮頸がん等ワクチンによる健康被害救済の実態について、厚生労働省が都道府県を通じて、市区町村あてに実施した調査に係る文書で、依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされているが、(2)イ⑦のとおり、非開示が妥当である。

(4) 文書4

子宮頸がん予防ワクチン接種について、失神・血管迷走神経反射転倒による二次被害の報告がされていることを受け、予防接種制度の見直しを検討する際の参考とするため、国が都道府県を通じて市区町村あてに実施した調査に係る文書で、依頼文の担当者連絡欄に記載された厚生労働省担当者個人のメールアドレスが非開示とされているが、(2)イ⑦のとおり、非開示が妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、報告医療機関名が個人情報として非開示とされる根拠は全くもって不明であるとする。

しかしながら、接種場所医療機関は特定の個人が予防接種を受けた医療機関であり、報告医療機関は特定の個人が予防接種を受けた後に副反応の症状を呈した際に受診した医療機関の情報であるため、いずれも特定の個人に関する情報である（条例第7条第2号本文該当）。

しかも、予防接種については、接種時の体調把握はもちろんのこと、接種後の体調変化への的確な対応が重要となるため、継続的な治療を受けている主治医の所属している医療機関や最寄りのかかりつけ医で、接種を受けたり、接種により体調変化が生じた後に診察を受けたりすることが通例であると考えられるため、特定の個人と継続的で密接な関係を有している医療機関についての情報であるといえる。

したがって、既に患者の住所地として市町名までが開示されていることも踏まえ、接種場所医療機関及び報告医療機関の情報のうち、所在市町名までは開示することが妥当であるが、それ以外については非開示とすることが妥当である。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

※ 法・・・予防接種法（昭和23年法律第68号）